

公文書公開制度の運用について
(答 申)

平成 23 年（2011 年）8 月 25 日

横須賀市情報公開審査会

はじめに

横須賀市では、平成8年3月に公文書公開条例を制定し、同年10月から公文書公開制度が運用されることになりました。

その後、平成11年5月に、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号。以下「情報公開法」という。）が制定されたことを受けて、この情報公開法の規定と公文書公開条例との整合を図るために、公文書公開条例の全体的な見直しを行った結果、平成13年3月に、公文書公開条例が廃止され、新たに情報公開条例（平成13年横須賀市条例第4号。以下「条例」という。）が制定されました。

本条例の施行後、商業的目的による大量請求の問題などが顕在化したことから、平成18年8月、市長から「公文書公開制度の一部見直しについて」との諮問を受けました。この諮問に対して、本審査会は、平成19年6月に、公文書公開制度の趣旨及び原則は維持しつつも、上記の現実の問題に対してもできる限りの対応をする必要があるとして、受益者負担の観点からの手数料の設定、利用者の責務の明確化及び情報提供施策の充実などを内容とする答申をまとめ、市長に提出しました。市は、この答申を受けて、平成19年12月に条例を改正し、平成20年4月から改正条例による制度運用を開始しています。

さらに、本年（平成23年）4月11日に、市長から「公文書公開制度の運用について」との諮問を受けました。本審査会では、条例改正後の制度の運用状況を踏まえて、精力的に諮問事項について審議を行った結果、以下のような結論を得ることができましたので、ここに答申します。

横須賀市情報公開審査会
委員長 原 田 一 明

1 非公開情報（個人に関する情報）（第7条第1号関係）の適用について

（答申）

特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがある情報について、条例第7条第1号において、非公開とする旨を明記するべきである。

（説明）

このことを明記することは、情報公開法第5条第1号及び多くの地方公共団体の情報公開条例の規定との整合を図るものであるが、本審査会においては、「特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがある情報」を非公開情報とするにあたり、特に、次の事項について検討を行った。

（1）個人の人格に密接に関連する情報について

市が保有する個人に関する情報の大部分は、特定の個人を識別することができる情報であり、これを非公開情報とすることで、個人の権利利益の保護は基本的には十分に確保されると考えられる。しかしながら、たとえば、無記名の反省文や相談記録などのように個人の人格と密接に関連する情報であって、必ずしも特定の個人を識別できないものでも、人に知られたいとされない情報もあり得る。そこで、対象となる公文書に記載されている情報のなかに、たとえ特定の個人が識別され得る情報が含まれていないとしても、個人の心情を吐露するような場面において収集した情報など、個人の人格に密接に関連している情報については、個人の権利利益を害するおそれがあることから、本答申の趣旨に沿って条例第7条第1号を改正することで、補充的に非公開とする旨を明記するべきである。

なお、この情報の類型に含まれることをもって機械的に非公開とすることは望ましくなく、対象となる公文書に記載された内容について、個人の人格性の観点から個別具体的な判断を行う必要がある。

（2）著作権などの財産権を害するおそれがある情報について

これに該当する情報として問題となり得るものとしては、無記名の著作物などが挙げられる。著作権と情報公開制度との関係については、平成11年の著作権法の改正によって、

地方公共団体の情報公開条例との調整が図られたことから、対象文書に著作権があることをもって、非公開とするのではなく、対象文書に記載された情報が、条例第7条各号に該当する場合にのみ非公開とされることになっている。

この場合において、著作権を有する者が明確であれば、条例第13条に基づく意見照会手続によって、当該第三者の権利利益の保護を図ることは可能であるが、無記名の著作物については、権利利益の保護を図るべき第三者が不明であり、個人識別情報型を採用している本市の条例の規定によると、権利利益の保護を図ることができず、著作権などの財産権を害するおそれが生じることから、この種の情報については非公開とする旨を明記し、この規定の適正な運用を図るべきである。

2 災害等が発生した場合の諾否決定期間特例延長規定（第11条第5項関係）の適用について

（答申）

特例延長規定については、現行の規定を維持し、災害等が発生した場合の特例延長措置について条例改正を行うべきではない。

（説明）

本審査会では、災害等が発生し、緊急を要する業務処理を行う必要がある場合、条例第11条第5項に規定する特例延長規定を適用し、緊急を要する業務処理を行う期間が終了するまでの合理的な期間、諾否決定期間を延長することができるか否かについて審議した。このような措置については、一部の地方公共団体の情報公開条例に規定があるところではあるが、次の事項について検討した結果、答申に記載する結論に至ったものである。

（1）災害時等における行政の役割について

災害時等における行政の役割については、災害等の発生直後から、復旧・復興に至るまでの各段階で多岐にわたって継続的な支援を行うほか、職員が通常担当する業務以外の業務に専属して従事することも想定される。また、本市が直接的な被害を受けなかった場合においても、被災した自治体に対する人的・物的支援を行うことにより、通常の業務に対する人員を確保し得ない状況なども考えられる。

（2）災害時等における諾否決定期間特例延長措置導入の意味について

災害時等における公文書公開請求に際し、災害等の被害が軽微であれば、緊急を要する業務処理期間として、予め合理的な期間を設定することも困難とはいえないことから、現行制度の枠組みの中で延長措置をとることも可能になる。したがって、このような場合には、既存の制度を変更するまでもなく、現行の条例第11条第4項に定める延長措置による対応を検討すべきである。

一方、災害等の被害が甚大な場合には、たとえ特例延長措置を適用しようとしても、緊急を要する業務処理のための合理的な期間を予め確定することが困難であることから、かなり長期間に及ぶ延長をせざるを得ない状況も想定される。この場合、請求者にとっては、諾否決定を受けることができないだけでなく、不服申立てや訴訟による事後救済手続への移行が阻害されるなどの要因ともなり得る。

(3) 災害時等における諾否決定期間特例延長措置導入の可否について

以上に述べたような特例延長期間として合理的な期間を設けることの難しさのほかにも、延長する旨の通知を含む様々な文書を発送することができないであるとか、最長の期限まで延長したとしても、その期限までに諾否決定が行えないような状況など、特例延長措置を導入することに伴う様々な問題点を指摘することができる。そして、これらの課題に応えることが容易ではないにもかかわらず、安易に特例延長措置を導入すれば、その結果、実際の運用にそぐわないような複雑な制度となる可能性も否定できない。

以上のことから、災害等によって何らかの被害が生じたという不明確で漠然とした理由をもって、現時点で直ちに、上述したような特例延長措置を導入するべきではない。

以上をもって、「公文書公開制度の運用について」の諮問に対する答申とする。

平成23年8月25日

横須賀市情報公開審査会

委員長 原 田 一 明

三 浦 大 介

遠 藤 正 敏

千 賀 重 義

望 月 由佳子

○ 審議経過

年 月 日	内 容
平成23年 4 月11日	・横須賀市長からの諮問 ・審議（答申への基本的な考え方について）
平成23年 5 月23日	・審議（答申の方向性について）
平成23年 6 月17日	・審議（答申の方向性について）
平成23年 7 月28日	・審議（答申案について）